

平成 29 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 29 年 5 月 16 日 (火) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
会 場	講堂 (市役所第二庁舎 10 階)
出席者	委員 21 名 (欠席者 3 名) 事務局 13 名 報道関係者 3 社 傍聴者 1 名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 4 正副委員長選出 5 諮問 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について イ 第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について ウ 第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画の策定について エ 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて オ 長野市福祉医療制度の見直しについて 7 その他 8 閉会
正副 委員長 選出	<ol style="list-style-type: none"> 4 正副委員長選出 それぞれ次の者が選出された。 委員長 増山幸一委員 副委員長 近藤定利委員
諮問	<ol style="list-style-type: none"> 5 諮問 加藤市長から次の 5 項目について諮問された。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について (2) 第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について (3) 第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画の

	<p>策定について</p> <p>(4) 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて</p> <p>(5) 長野市福祉医療制度の見直しについて</p>
<p>議事</p>	<p>6 議事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>ア 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について 事務局から資料に基づき説明があり、児童福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 なし</p> <p>イ 第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について 事務局から資料に基づき説明があり、老人福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 なし</p> <p>ウ 第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画の 策定について 事務局から資料に基づき説明があり、障害者福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 なし (委員から次の議事についての発言があった)</p> <p>エ 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて 事務局から資料に基づき説明があり、障害者福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 委員：24 頁の「5 見直しのポイント」に「2、手帳を所持しない世帯」とあるが、私の理解では、障害者手帳を所持する方に対する助成事業だと思っている。手帳を所持していない方、つまり、障害児と認定されていない児童のなかにも、支援が必要な子が年々増えてきている。先ほど、4 年間に 2 倍になった云々という説明があったが、現場としても実感しているところである。近在の小学校で学校審議委員をしているが、低学年になればなるほど、集団で学習に取り組むことが難しいお子さんが増えているような気がしている。私</p>

ども協会としても、今、5歳児健診で入学前の健診を実施しているが、それでは、遅すぎるのではないかと、4歳児のときに健診を受けて、より早めに必要な子には必要な手立てをしていくことが、有用なのではないかとご提言申し上げているところであるが、国の保育所等々を管轄する機関では、なかなか、話が深まっていけないところである。健診については、健診する医師会のご意見、ご協力も必要なことあり、障害福祉という観点からも連携をとらなければいけない事象でもあろうかと思う。

16頁の「(2) 第五期計画の成果目標に関する事項(国の基本方針)」の「オ 障害時支援の提供体制の整備等(新規)」のところの2番目に「・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築」とあるが、障害者手帳の所持に関わらず早めの手立てが必要なお子さんに対して、どういう形で手を差し伸べるのか、これについては国の基準どおりに動いていても、なかなかできないところがある。長野市独自のより有用な、そういう方向を探るような手立てができないものか、質問というよりは、意見という形で、申し上げている次第である。

手帳を所持できない、あるいは、したくないという保護者も困っている。一番困っているのは、お子さんご自身であろうかと思う。将来を見据えたなかでなるべく早い時期に必要な手当てができるような方策を、ぜひ、構築していただきたい。

事務局：貴重なご意見をいただいた。市としても障害児の発達支援として、健診から繋がって小学校から大人になるまで、それぞれの年代にあわせて、障害福祉に限らず保育関係、健診機関等と協力しあいながら進めてまいりたいと考えている。

委員：幼児期の子どもの発達に携わっている。子どもの発達障害に関しては、特に幼児期は、両親の受け入れが、なかなか難しいというところがあり、心情として児童相談所等で療育手帳の発行まで踏み切れない、ということも少なからずある。しかし、療育手帳を取得しないことにより、子ども自身が困っていたりとか、手厚くならないというのは現実としてあるので、先ほどの話にもあったように、診断書の有無、手帳の有無だけではなくて、診断書ということにおいても、その子どもの状態において、そういった福祉的な配慮というのを十分に行う必要があると考える。

事務局：障害福祉課の保育所等利用者負担額補助金は、手帳等が無くても医師の診断書あるいは保健所長の意見書を以って、この障害福祉サービスが受けられる形になっている。保育料は福祉サービスとは別のところで決められるものである。

委員：策定スケジュールについて、基礎的な調査のなかで、関係団体のヒアリングが一番大事だと思う。実際に障害のあるお子さんをお持ちの親御さんたちの意見、困りごとが、反映されていくことが、いいサービスに繋がる。その辺の工夫がもうひとつ必要な気がする。そこを大事にしてください、よりよいサービスが策定できるように工夫していただきたいと、要望する。

事務局：要望としてお聞きした。生の声を大事にしたいと思っている。

オ 長野市福祉医療制度の見直しについて

【質疑応答】

委員：福祉医療の現物給付方式は、全国的に見れば、ほとんどの県で既におこなわれていることである。国の減額措置により長野市はだいぶ遅れたが、今回、現物給付方式になることは喜ばしいことだと思う。受診時に受給者負担金の 500 円を払えという項目があり、制度維持のために欠かせないということだが、それほど額ではないと思う。500 円取るという経費のほうが多いくらいな話だと考える。また、障害者に対する福祉医療の拡充拡大も考えてもらいたい。

事務局：受給者負担金は、現在、500 円いただいている。資料 36 頁にあるとおり、平成 28 年度の子ども分だけでも、この 500 円により、総額が約 2 億 3 千 7 百万円になる。仮にこの 500 円をゼロにした場合、500 円を下回る 300 円とか 400 円の方について新たに負担していくことになるので、さらに負担が増えることが考えられる。また、受診時に完全にゼロとなると、簡単に受診し医療費の増加が懸念される。今回、長野県で、この 500 円を維持していくという方針であるので、本市としても、この 500 円を維持していきたいということでご理解をお願いしたい。

障害者等に対する拡大拡充については、引き続き検討していき

たいと考えている。

議長：本件について事務局から提案があるようですので説明をお願いします。

事務局：委員の皆さんに答申の進め方について、お諮りしたい。先ほどの説明でも申し上げたとおり、子どもにかかる福祉医療費の現物給付方式の導入については、県内の市町村が足並みを揃えて実施していくという、長野県の大きな方針が示されているものである。本市の方針も、これに沿ったものであり、子育て支援の観点からできるだけ速やかに現物給付方式の導入を進めていきたいこと、また、コンピューターのシステム改修にも相当な時間を要することが予想されることから、本日の審議会において4つの方針、「子どもの福祉医療費について現物給付方式を導入する」「子どもの対象範囲は「中学校卒業」までとする」「受給者負担金は現行の500円を維持する」「導入の時期は平成30年中の導入を目標とする」、この4つの方針について、ご承認をいただき、具体的な答申案の作成については、委員長に一任という形をお願いしたいと考えている。作成した案は、後日、郵送にてご確認いただき、確定した答申としていきたいと、考えている。何卒、ご理解をおねがいしたい。

議長：ただ今、市から提案があった。この件については該当する専門分科会がないということもあり、この本会のなかで、いろいろご意見等を賜ればというふうに考える。

市の方針は、県の方針に沿った形で実施をしたいということであるが、デメリットを考えるとそうはいかない、というようなご意見等があれば、お出しいただきたい。

委員：今の説明で理解したつもりだが、長野県の方針は「30年8月を目標とする」とあるが、市の目標で8月を抜く意味があるのか。「平成30年中」とは、30年度という意味か、それとも年内という意味か。できれば県と足並みを揃えて8月を目標とし、目標を達成できるかどうかは別として、具体的に決めたほうが理解を得やすいのではないかと思う。どうして独自に8月を外したのか、もし本当にそれが必要だとすると、もっときめ細やかな説明をし

	<p>なければいけないと思うが、いかがか。</p> <p>事務局：「30 年中を目標とする」は、年度ではなく、12 月までと考えている。県で 8 月を目標とすると設定されているので、市としても 8 月を目標に進めたいと考えている。システム改修に要する期間が不透明であり、ほかにも調整を要する事務的な部分や具体的な動きが、まだこれからという状況のなかで、現実的に厳しいということで 8 月を外したということである。目標としては 8 月を目指したいと考えている。</p> <p>議長：委員がおっしゃるように、目標は目標として、平成 30 年 8 月を目標にするという県と同じに表現してもいいのではないか。県の方針に従ってやっていくとすれば、目標もそのように入れてはどうか。</p> <p>事務局：おっしゃることの趣旨はよくわかります。県も全市町村足並みを揃えてということですので、県で一応そういう目標を設定しているということですので、私どもも、この表記について、「8 月」と書く方向で。いずれにしても目標は 8 月を目指しておりますので、そのような形で検討させていただければと思う。</p> <p>議長：本件については、長野県全体で足並みを揃えて現物給付方式を導入する動きとなっていること、また、市民負担の軽減にも繋がるということである。この場で現物給付方式導入に関する 4 つの方針について承認をして、具体的な答申案の作成については、委員長に一任ということとしたいと思うが、よろしいか。異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、そのようにさせていただきたいと思う。ご承認いただいたので答申案の作成を進めて参りたい。答申案については委員の皆さまに送付のうえ 7 月を目処に市長に答申したいと考える。</p>
その他	<p>7 その他</p> <p>委員：障害のある子どもさんというのはいろいろなニーズを抱えていて、この資料の後ろにあるようにいろいろな部署・窓口があるか</p>

と思う。一人の子どもさんに対して立体的な支援が必要になってくると思う。一人の子どもさんが幼児期からずっと成長していく過程で、就学のことであったり、医療のことであったり地域の子育て支援であったりと、いろいろな問題を何でも相談できる窓口があって、そこから専門的な部署に紹介されていくという、そのあたりのシステムというのはどのようになっているのか、教えていただければありがたい。

事務局：こども未来部のなかに子育て支援課があり、その中に「こども相談室」を設置している。長野市ではこども未来部ができたときに、子どもに関する相談は、まず、このこども相談室でお受けするというシステムを作っている。ここでお受けした相談を、それぞれ教育委員会、保健所等の関係機関と連携しながら支援を進めている。また、幼稚園、保育園等の乳幼児教育のなかでは、先ほど発達障害の話もあったが、「にこにこ園訪問」として、相談室の職員がその園へ出向き様々な相談を受ける、あるいは、園での指導の方法等を専門家の立場から指導したり連携するというも行っている。また、その子に合わせ、今後、小学校への入学に向けてどのようにそれぞれの段階で関わっていくかということで、「はぐくまファイル」というファイルを作り、その子の状態や、どのような指導しているか、ファイルをもとに関係者が相談して繋げていくことも行っている。そのほかに、教育センター等相談関係機関はいろいろなところがあるが、一元的には、まず、こども相談室でお受けする体制ができているところである。

委員：そういう情報が本当に必要としている方に届くように、広報・情報の流し方をしていただきたいと思う。相談室ができたことでお母さん方も相談しやすくなってきていると思うが、ますますそういった横のつながりが機能するようにご尽力いただければありがたいと思っている。

委員：発達障害のお子さんについて、身辺自立ができて周りの人たちの様子を見ていろいろ学んでいく子どもの場合は幼稚園、保育所に入っていると思うが、それよりも発達の重めのお子さんというのは幼児期をどのような場所で過ごしているのか、教えていただきたい。

事務局：本市には、障害の児童の関係の事業所が 20 近くある。そのなかには、保育園等に通っていない子どもが、どのように過ごすかという通所のサービスもある。それぞれ子どもの状況、ご家族の状況をお聞きしながら、一人ひとりの計画を立て、その子に一番合った形のサービスをお使いいただく形になっている。

委員：その場所というのは、障害種別で曜日を分けている、あるいは、その子どもに合ったものということで、一週間月から金までではなくても、ほぼ毎日行けるようにやっているのか。

事務局：その辺のところも、それぞれ親御さんのお気持ちを聞く中で、できるだけ希望に沿った形でプランを立ててやっている。

委員：転入してきたので、かつて住んでいた所と比べると母子通園施設という言い方をしないのかもしれないが、そのあたりのところが十分ではない印象をもっている。そのあたりをより一層、ニーズに合うようにしていただければと要望する。

事務局：それぞれの事業所も特色を出す中でいろいろな形を探しているところである。意見をお聞きしながら、いいものにしたいと考えている。